

【別紙】

健康福祉課備品(ベビースケール)貸出時の注意事項

1. 貸出対象者

川本町に住民票を有する者で、1歳未満の乳児の保護者(以下「保護者」という。)とする。

2. 貸出期間

貸出期間は原則として2週間以内とする。ただし、健康福祉課長が特別な理由があると認めた場合は貸出期間を延長することができる。

3. 申請手続き

- ・ 貸し出しを希望する保護者は、備品使用申請書を健康福祉課に提出する。
- ・ 借用期間が重複する申請があった場合は、原則として、先に申請があった保護者に貸し出すものとする。
- ・ 健康福祉課が返却を求めた場合は速やかに返却する。

4. 転貸の禁止

健康福祉課から借り受けた備品を転貸してはならない。

5. 損害賠償

保護者は、故意、過失又はこれと同視すべき事由により備品を亡失又は棄損した場合は、天災等やむを得ないと認められる場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

6. その他、備品の貸し出しについて必要な事項は、健康福祉課長が別に定める。